

議案第 1 1 5 号

藤岡市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

藤岡市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日提出

**平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日可決**

藤岡市長 新 井 利 明

藤岡市条例第 号

藤岡市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

藤岡市体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 5 5 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表鬼石プールの項を削る。

別表第 1 鬼石プールの項を削る。

別表第 2 市民体育館使用料の表 3 個人使用の表を次のように改める。

3 個人使用

単位 円

区分	単位	使用料
小体育室・武道場 1 ・武道場 2	1 時間	1 0 0
トレーニング室	1 回	2 0 0 ( 4 0 0 )
	年間使用	5, 0 0 0 ( 1 0, 0 0 0 )
温水シャワー	1 回（5 分間）	1 0 0

注

1 トレーニング室の年間使用は、4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとし、1 年未満のときも 1 年とみなす。

2 ( ) 内は、本市住民（本市に居住し住民基本台帳に登録され

ている者又は本市に在勤し、若しくは在学している者をいう。以下同じ。) 以外の者が使用する場合の使用料とする。

3 高校生以下の使用料は、温水シャワーを除き半額とする。

別表第2 庚申山総合公園庭球コート使用料の表注1中「(本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者又は本市に在勤及び在学している者をいう。以下同じ。)」を削る。

別表第2 鬼石プールの表を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。